

教育委員会提出議案

第9号議案

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和5年2月13日

豊島区教育委員会教育長 金子 智 雄

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（平成12年教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員 100分の107.5（条例第9条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の127.5）
- (2) 定年前再任用短時間勤務職員 100分の52.5（条例第9条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の62.5）

第5条第1項中「第12号」を「第10号及び第11号に掲げる期間にあっては3分の2日とし、第15号」に改め、「（1日）の次に「（第10号及び第11号に掲げる期間にあっては3分の2日）」を加え、同項中第15号を第18号とし、第10号から第14号までを3号ずつ繰り下げ、第9号を第12号とし、同号の前に次の2号を加える。

- (10) 法第26条の2第1項に規定する修学部分休業（その他の規程によるこ

れに相当する休業を含む。以下同じ。) をしている職員として在職した期間

(11) 法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業(その他の規程による

これに相当する休業を含む。以下同じ。) をしている職員として在職した期間

第5条第1項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 自己啓発等休業中の職員として在職した期間

第5条第4項中「法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第5項中「一部について、」の次に「法第26条の2第1項に規定する修学部分休業により勤務しない時間、法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業により勤務しない時間、」を加え、同条第6項及び第7項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第6条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。)は、令和3年改正法による改正後の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)とみなして、この規則による改正後の幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則(以下

「改正後の規則」という。) 第4条第1項の規定を適用する。

- 3 暫定再任用短時間勤務職員(令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。)は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第5条第4項、第6項及び第7項並びに第6条第2項の規定を適用する。

(説 明)

地方公務員法(昭和25年法律第261号)等の一部改正に伴い、定年前再任用短時間勤務制の導入等及び人事委員会勧告に基づく所要の改正を行うため、本案を提出いたします。

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成12年教育委員会規則第9号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(支給割合)</p> <p>第4条 条例第27条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。</p> <p>(1) <u>法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）</u>以外の職員 <u>100分の112.5</u>（条例第9条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては<u>100分の132.5</u>）</p> <p>(2) <u>再任用職員 100分の55</u>（条例第9条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては<u>100分の65</u>）</p> <p>第2項及び第3項 略</p> <p>(欠勤等日数)</p> <p>第5条 前条第1項及び第3項の欠勤等日数は、勤務期間中の次に掲げる期間（第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに、当該欠勤等の期間から週休日等を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間（以下「1日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時</p>	<p>(支給割合)</p> <p>第4条 条例第27条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。</p> <p>(1) <u>法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）</u>以外の職員 <u>100分の107.5</u>（条例第9条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては<u>100分の127.5</u>）</p> <p>(2) <u>定年前再任用短時間勤務職員 100分の52.5</u>（条例第9条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては<u>100分の62.5</u>）</p> <p>第2項及び第3項 略</p> <p>(欠勤等日数)</p> <p>第5条 前条第1項及び第3項の欠勤等日数は、勤務期間中の次に掲げる期間（第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに、当該欠勤等の期間から週休日等を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間（以下「1日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時</p>

間を7時間45分をもって1日（第12号に掲げる期間にあつては2日とする。）として換算した日数（1日未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数）を合計した日数とする。

(1)～(7) 略

(新設)

(8) 略

(新設)

(新設)

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(13) 略

(14) 略

(15) 略

間を7時間45分をもって1日（第10号及び第11号に掲げる期間にあつては3分の2日とし、第15号に掲げる期間にあつては2日とする。）として換算した日数（1日（第10号及び第11号に掲げる期間にあつては3分の2日）未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数）を合計した日数とする。

(1)～(7) 略

(8) 自己啓発等休業中の職員として在職した期間

(9) 略

(10) 法第26条の2第1項に規定する修学部分休業（その他の規程によるこれに相当する休業を含む。以下同じ。）をしている職員として在職した期間

(11) 法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業（その他の規程によるこれに相当する休業を含む。以下同じ。）をしている職員として在職した期間

(12) 略

(13) 略

(14) 略

(15) 略

(16) 略

(17) 略

(18) 略

第2項及び第3項 略

- 4 法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）として在職した期間中の欠勤等の期間に対する第1項の規定の適用については、同項中「勤務しない時間」とあるのは、「勤務しない時間を勤務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た時間」とする。
- 5 前3項に定めるもののほか、第1項の欠勤等日数の算定に当たっては、1日の正規の勤務時間の一部について、職免条例第2条の規定により職務に専念する義務を免除されたことにより勤務しない時間（減免基準第2条に規定する承認を受けていない期間（団体派遣期間又は講演等を行った期間を除く。）に係るものに限る。）、病気休暇、介護休暇若しくは勤務時間条例第18条の2に規定する介護時間（以下「介護時間」という。）により勤務しない時間、私事欠勤等の取扱いを受けた時間又は育児休業法第19条第1項に規定する部分休業（以下「部分休業」という。）により勤務しない時間（以下「部分休業等により勤務しない時間」という。）があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第1項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。

第2項及び第3項 略

- 4 定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間中の欠勤等の期間に対する第1項の規定の適用については、同項中「勤務しない時間」とあるのは、「勤務しない時間を勤務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た時間」とする。
- 5 前3項に定めるもののほか、第1項の欠勤等日数の算定に当たっては、1日の正規の勤務時間の一部について、法第26条の2第1項に規定する修学部分休業により勤務しない時間、法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業により勤務しない時間、職免条例第2条の規定により職務に専念する義務を免除されたことにより勤務しない時間（減免基準第2条に規定する承認を受けていない期間（団体派遣期間又は講演等を行った期間を除く。）に係るものに限る。）、病気休暇、介護休暇若しくは勤務時間条例第18条の2に規定する介護時間（以下「介護時間」という。）により勤務しない時間、私事欠勤等の取扱いを受けた時間又は育児休業法第19条第1項に規定する部分休業（以下「部分休業」という。）により勤務しない時間（以下「部分休業等により勤務しない時間」という。）があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第1項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。

6 第1項及び前2項の規定は、介護休暇により勤務しない期間については、日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間（育児短時間勤務職員等として在職した期間にあっては、日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とし、再任用短時間勤務職員として在職した期間にあっては、日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を合計した時間を勤務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「再任用短時間勤務職員に係る算出率」という。）で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とする。）を合計した日及び時間が30日を超えない場合は、適用しない。

7 第5項の規定は、介護時間又は部分休業により勤務しない時間については、それぞれ7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間（育児短時間勤務職員等として在職した期間において介護時間により勤務しない時間にあつては当該勤務しない時間を合

6 第1項及び前2項の規定は、介護休暇により勤務しない期間については、日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間（育児短時間勤務職員等として在職した期間にあっては、日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とし、定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間にあっては、日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を合計した時間を勤務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「定年前再任用短時間勤務職員に係る算出率」という。）で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とする。）を合計した日及び時間が30日を超えない場合は、適用しない。

7 第5項の規定は、介護時間又は部分休業により勤務しない時間については、それぞれ7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間（育児短時間勤務職員等として在職した期間において介護時間により勤務しない時間にあつては当該勤務しない時間を合

計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とし、再任用短時間勤務職員として在職した期間において介護時間又は部分休業により勤務しない時間にあつては当該勤務しない時間をそれぞれ合計した時間を再任用短時間勤務職員に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とする。)を合計した日及び時間が30日を超えない場合は、適用しない。

(減額率)

第6条 第1項 略

2 前項第1号の私事欠勤等の取扱いを受けた期間は、日(育児短時間勤務職員等として在職した期間にあつては、当該期間における私事欠勤等の取扱いを受けた時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日とし、再任用短時間勤務職員として在職した期間にあつては、当該期間における私事欠勤等の取扱いを受けた時間を再任用短時間勤務職員に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日とする。)を単位として計算する。この場合において、1日の正規の勤務時間の一部について私事欠勤等の取扱いを受けたことがあるときは、当該私事欠勤等の取扱いを受けたことを教育委員会が別に定めるところにより日に換算する。

第3項 略

計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とし、定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間において介護時間又は部分休業により勤務しない時間にあつては当該勤務しない時間をそれぞれ合計した時間を定年前再任用短時間勤務職員に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とする。)を合計した日及び時間が30日を超えない場合は、適用しない。

(減額率)

第6条 第1項 略

2 前項第1号の私事欠勤等の取扱いを受けた期間は、日(育児短時間勤務職員等として在職した期間にあつては、当該期間における私事欠勤等の取扱いを受けた時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日とし、定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間にあつては、当該期間における私事欠勤等の取扱いを受けた時間を定年前再任用短時間勤務職員に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日とする。)を単位として計算する。この場合において、1日の正規の勤務時間の一部について私事欠勤等の取扱いを受けたことがあるときは、当該私事欠勤等の取扱いを受けたことを教育委員会が別に定めるところにより日に換算する。

第3項 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。）は、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、この規則による改正後の幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第4条第1項の規定を適用する。

3 暫定再任用短時間勤務職員（令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第5条第4項、第6項及び第7項並びに第6条第2項の規定を適用する。